

10 保健関係のお知らせ



* 欠席するとき *

欠席や遅刻をする際、必ず連絡をお願いします。

○ 学校に所定の用紙（欠席・遅刻届）があります。欠席や遅刻をする場合は、その用紙を使用し、兄弟や近所の児童へ渡してください。それができない場合は、電話でその旨を伝えてください。また、欠席・遅刻届は年度初めに配布します。もし、不足した場合は、担任へお話しください。

○ 下記のような病気になった場合は、「出席停止」となり、登校できません。

医師から登校許可（口頭で）が出たら登校可能です。右下の登校届に必要事項を記入後、登校する際に提出をお願いします。

病名	登校基準 (個人差もあるので医師の指示に従ってください。)
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(3日はしか)	発疹がすべて消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全身の発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
インフルエンザ	発症後、5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て解熱し、全身状態良好になるまで
感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身状態がよくなるまで
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態が良くなるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

平成 年 月 日

保護者 氏名 _____

足利市立山部小学校 校長 〇〇 〇〇

出席停止通知書

あなたのお子さんは、学校感染症()にかかりましたので、医師の許可が出るまでは出席停止となります。出席停止は、欠席日数に含まれませんので十分に休養してください。

登校の際は、医師の許可をいりたてから(口頭でよい)、下記の登校届を保護者が記入し、学校担任へ提出してください。

登 校 届

足利市立山部小学校 校長 〇〇 〇〇 様

_____ 年 月 日 児童氏名 _____

病 名	
診察された医師	
出席停止期間(休んだ日)	平成 年 月 日 ~ 月 日

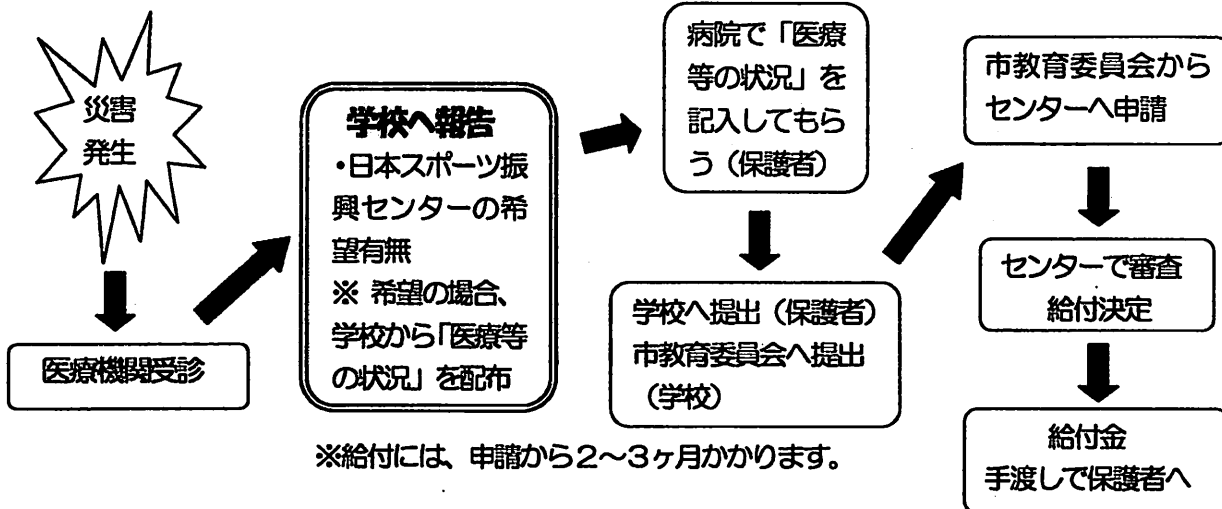
上記のとおり、医師の許可ができましたので登校します。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 〇

* 日本スポーツ振興センター (災害共済給付制度) *

○ 児童の学校管理下で発生した災害(けが)において、災害共済給付(医療費・障害、死亡見舞金)ができる制度です。



給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	災害給付
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの ●窓口支払いが1,500円以上	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの のうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・外部衝撃等による疾病 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 3,770万円～82万円 （通学中の災害の場合 1,885万円～41万円）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 （通学中の災害の場合 1,400万円）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 （通学中の災害の場合も同様）

○ 給付金額

- ・自己負担3割分（窓口で支払った金額）と医療費総額の1割分の4割が給付されます。
- ・足利市こども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度等の助成制度を使用した場合は1割給付のみ。

給付には制限があります！

- ★ 給付請求が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって給付できません。
- ★ 給付は、初診の日から10年間は支給されます。

○ 掛金

920円…このうち460円は足利市で負担（昨年度）
保護者負担金…460円（学年費と一緒に集金します。）

○ その他

- ・窓口支払いが1,500円以上の場合は、日本スポーツ振興センターの利用をお勧めします。また、1,500円以下の場合は、市のこども医療費等の助成制度の利用をお願いします。
- ・整骨院等を受診した際は、1つの傷病名で5,000円以上なら使用できます。

* 大きなけがをしたとき *

- ・4月に緊急連絡先（センター加入同意書）を配布しますので、記入をお願いします。
- ・学校の活動中にけが（受診必要な時）をした場合は、すぐに保護者へご連絡します。病院等へ受診が必要な場合は、早退もしくは、緊急時は養護教諭が病院へ連れて行きます。病院へ行く場合は、必ず保護者も病院へ来てください。